

# がんばる小規模企業応援資金

— がんばる企業を応援します。 —

三重県内の小規模事業者の生産性向上等前向きな取組に必要な資金の円滑な調達を支援します！

保証限度額

2,000万円

※ 既存の信用保証協会の保証付融資残高と合算して最大2,000万円限度

対象者

従業員20人以下

(商業・サービス業の場合は5人以下)

金利

1.45%  
(固定)

保証料率

0.50%~  
1.80%



保証申込時には事業計画書をご提出いただきます。事業者より、融資実行後の事業計画書の達成状況について、経過報告書を作成のうえ、当協会にご報告をいただきます。

## 【ご注意】

保証申込には審査がございます。審査の結果、お客様のご要望に添えないこともあります。金融あっせん屋等の第三者が介入した保証申込は固くお断りします。反社会的勢力とは取引いたしません。

# がんばる小規模企業応援資金

※ 本制度は小口零細企業保証制度を活用した制度です。

資金使途	運転資金、設備資金																																								
保証限度額	2,000万円 ※ 既存の信用保証協会の保証付融資残高と合算して最大2,000万円限度																																								
貸付利率	1.45%(固定)																																								
保証料率	三重県の補助により保証料が最大で0.40%割引になります <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料率</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>0.40</td> <td>0.35</td> <td>0.35</td> <td>0.20</td> <td>0.05</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>利用者負担</td> <td>1.80</td> <td>1.65</td> <td>1.45</td> <td>1.40</td> <td>1.30</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保提供がある方や会計参与設置会社であることを報告いただいた方は、保証料を各々0.1%割引します。</li> <li>・三重県中小企業融資制度として三重県の補助により、信用保証協会所定料率よりも優遇されています。</li> </ul>	カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	県補助率	0.40	0.35	0.35	0.20	0.05	-	-	-	-	利用者負担	1.80	1.65	1.45	1.40	1.30	1.10	0.90	0.70	0.50
カテゴリー	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																
基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50																																
県補助率	0.40	0.35	0.35	0.20	0.05	-	-	-	-																																
利用者負担	1.80	1.65	1.45	1.40	1.30	1.10	0.90	0.70	0.50																																
保証期間	運転資金5年以内、設備資金7年以内(据置期間なし)																																								
返済方法	元金均等月賦返済																																								
担保	取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる。																																								
保証人	必要に応じて、徴求する。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。																																								
その他	本制度の融資実行後1年・2年・3年経過時に、保証申込時にご提出いただく「事業計画書」における事業の達成状況について、「経過報告書」を作成し直近決算書の写しを添付のうえ、取扱金融機関を通じてご報告をいただきます。																																								

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

## 本店

〒514-0003  
津市桜橋3丁目399番地  
TEL 059-229-6014  
FAX 059-229-6344



 三重県信用保証協会

<https://www.cgc-mie.or.jp/>

## 四日市支店

〒510-0085  
四日市市諏訪町4番5号  
四日市諏訪町ビル5階  
TEL 059-353-9161  
FAX 059-354-2046